

第 1 1 6 号議案

足立区授産場条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区授産場条例の一部を改正する条例

足立区授産場条例（昭和 5 4 年足立区条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「前各号」を「前号」に改め、同号を同項第 2 号とする。

付則に次の 3 項を加える。

- 3 この条例は、令和 5 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 4 授産場の施設の使用を終了し、使用の承認を取り消され、又は使用を停止され、若しくは制限された使用者の原状回復の義務については、第 1 0 条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 5 授産場の施設等に損害を生ぜしめた者の損害賠償の義務については、第 1 1 条の規定は、第 3 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

付 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

授産場を段階的に廃止する必要があるので、この条例案を提出いたします。